

令和4年10月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度10月総会を日置市役所吹上支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第41号 農地法第3条許可申請書審議について	(6件)
議案第42号 農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第43号 農地転用事業計画変更申請書審議について	(2件)
議案第44号 農地法第5条許可申請書審議について	(10件)
議案第45号 非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第46号 荒廃農地に係る非農地判断審議について	(2件)
議案第47号 農用地利用集積計画審議について	(11件)

〈 出席委員 〉 (17人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲		12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (2人)

4番 日高 格一	11番 東 芳男
----------	----------

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	23番 下池 健悟	
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

22番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	東 浩文	次長兼農業振興係長	吉富 良一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度10月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、日高委員、東委員から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、5番「迫 千穂子」委員と6番「重水 賢治」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第41号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。6件について説明いたします。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,180㎡、作物は水稻です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,040㎡、作物は水稻です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,541㎡、作物は野菜です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,368㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、番号5と番号6を合わせて4,402㎡、作物は水稻及び野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は、番号6と番号5を合わせて4,402㎡、作物は水稻及び野菜です。

以上、計6件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

7番 議案第41号の番号1について報告いたします。

令和4年10月20日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

33番 議案第41号の番号2について報告いたします。

令和4年10月22日、私と正の東委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 2 番 議案第41号の番号3について報告いたします。
令和4年10月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的利用が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 5 番 議案第41号の番号4について報告いたします。
令和4年10月22日、私と副の池畑委員は、申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 9 番 議案第41号の番号5について報告いたします。
令和4年10月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地及び重機等により耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

1 9 番 議案第41号の番号6について報告いたします。
令和4年10月20日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地及び重機等により耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第41号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 番号5、番号6の譲受人について、機械類の所有状況について教えていただきたい。

事務局 計画書によると、トラクターを自己資金によりリース予定となっております。

会長 他にご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第41号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第41号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第42号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の7頁をご覧ください。1件です。
番号1の転用目的は、通路及び駐車場です。
以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

18番 議案第42号の番号1について報告いたします。

令和4年10月20日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部耕作中の農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第42号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第42号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第42号の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第43号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第43号の番号1は、日程第5議案第44号「農地法第5条許可申請書審議」の番号7と、議案第43号の番号2は、日程第5議案第44号「農地法第5条許可申請書審議」の番号10と関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の9頁をご覧ください。2件です。

番号1は、14頁の議案第44号「農地法第5条許可申請書審議」の番号7と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和3年8月5日付指令日農委第5号33で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、4筆3,839㎡で貸駐車場を整備予定でありましたが、隣接地の74番1他17筆の計18筆について、今回相続の手続きが完了したことや、売買の同意が得られたため、農地の合計22筆17,645㎡と、隣接地の原野や山林等も含め、一体利用面積は29,000㎡にて貸駐車場を整備するため、事業計画変更するものであります。なお、面積が1haを超えておりますので、県開発許可となり、許可日も県の開発許可日と同日になります。また、農用地区域からの除外決定日は令和

4年8月31日でありました。

番号2は、15頁の議案第44号「農地法第5条許可申請書審議」の番号10と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年8月28日付指令日農委第5号56で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、計画者は、農地部分については4筆807㎡でキャンプ場を整備予定でありましたが、隣接地の3筆について、売買の同意が得られたため、農地計7筆1,497㎡、隣接する宅地及び雑種地も含め一体利用面積は2,394.1㎡にてキャンプ場を整備するため、事業計画変更するものであります。また、日置市土地利用協議についても、建設課と打合せをすることです。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

17番 議案第43号の番号1と議案第44号の番号7については一括して報告いたします。

令和4年10月21日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、申請地18筆のうち、郡字庵ノ下247番、260番、261番の3筆は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断し、残り15筆については、土地改良事業が施工された農地であるが、集落に接続して貸駐車場を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第43号の番号2と議案第44号の番号10については一括して報告いたします。

令和4年10月20日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ありませんか。

15番 番号1について、面積が大きいですが、他にこのような駐車場を確保しているのか教えてください。

事務局 申請地の南側に県道がありますが、この県道を北西側に1kmほど行ったところに、運送会社のH社

があり駐車場を確保しております。今回は申請人がこのH社に貸駐車場とするため申請するものです。

会長 よろしいですか。他に何かご質疑等はありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第43号の番号1と関連する議案第44号の番号7、議案第43号の番号2と関連する議案第44号の番号10の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第43号の番号1と関連する議案第44号の番号7、議案第43号の番号2と関連する議案第44号の番号10の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第44号「農地法第5条許可申請書審議」の番号7、番号10以外の案件を議題とします。議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の13頁をご覧ください。番号7及び番号10を除く8件について説明いたします。

番号1の転用目的は、販売所・厨房棟・駐車場・多目的広場、権利種別は所有権移転です。

隣接する宅地、雑種地、山林も一体利用し、全体面積は登記簿面積7525.17㎡(実測面積7,521㎡)です。

番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

申請地は東市来町湯之元の土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積129㎡です。また、隣接地の宅地及び公衆用道路も含めた一体利用面積は、実測値172㎡です。

番号3の転用目的は、現場事務所・資材置場、権利種別は使用貸借権設定です。

申請地近くの、畑灌工事による資材等の置場としての一時転用となります。

工期の関係で、事前着手されており、始末書を添付しての申請です。工事の期間は10月1日から令和5年3月31日までです。

番号4の転用目的は、資材置場、権利種別は賃借権設定です。

先月総会にかけた案件ですが、申請書類に誤りがあったため、先月分の申請を取下げ、新たに申請するものです。

申請地近くの市道の改良工事に伴い、工事用の資材等の置場としての一時転用となります。

なお、申請地は日吉町吉利の基盤整備地区内であり、仮換地による実測面積は1,838㎡です。

工期の期間は許可日から令和5年2月22日までです。

番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。

貸借期間は令和4年12月から30年間となっております。

以前は、資材置場として利用され、既に砂利が入っており、始末書を添付しての申請です。

番号6の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

昭和55年頃に祖父の代で、転用済みとのことで、始末書を添付しての申請です。

隣接地も、相続が済み次第、購入予定とのことです。

番号8の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

以上、番号7及び番号10を除く8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

24番 議案第44号の番号1について報告いたします。

令和4年10月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第44号の番号2について報告いたします。

令和4年10月19日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第44号の番号3について報告いたします。

令和4年10月23日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、工事用資材の置場その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、第1種農地の一時転用と判断しました。資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第44号の番号4について報告いたします。

令和4年10月21日、私と副の野元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、工事用資材の置場その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第44号の番号5について報告いたします。

令和4年10月21日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第44号の番号6について報告いたします。

令和4年10月22日、私と副の池畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、集落に接続して資材置場を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第44号の番号8について報告いたします。

令和4年10月20日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第44号の番号9について報告いたします。

令和4年10月20日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域に隣接する農地であり、その規模が約0.1haで、10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第44号の番号7、番号10以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第44号の番号7、番号10以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の番号7、番号10以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第45号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の26頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

33番 議案第45号の番号1について報告いたします。

令和4年10月22日、私と正の東委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第45号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第45号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第45号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

<休憩：9時55分～10時05分>

会長 次に、日程第7、議案第46号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 28頁をご覧ください。

議案第46号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。

申請分となります。

番号1は、東市来町湯田、登記地目は畑、登記面積は776㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。

番号2は、東市来町湯田、登記地目は畑、登記面積は443㎡です。現地については、事務局で調

査し、現況地目は「原野」と判断しました。

以上、畑2筆、面積1, 219㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第46号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第46号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第47号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の農地中間管理事業分の番号3です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は839㎡、計839㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第47号の春成勝美委員が関係する農地中間管理事業分の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第47号の春成勝美委員が関係する農地中間管理事業分の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

31頁の農地中間管理事業分の番号4です。貸借です。

この案件につきましては、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は1,607㎡、計1,607㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

- 議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第47号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業分の番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第47号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業分の番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
地頭所委員に着席の連絡をしてください。
- 13番 [着席]
会長 次に、議案第47号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 まず、利用権設定分です。資料の30頁です。貸借です。
面積について、田は3,101㎡、畑は1,072㎡、計4,173㎡、うち再設定面積は3,101㎡、利用権設定件数は3件、うち再設定件数は2件です。
最後に、農地中間管理事業分です。資料の31頁から32頁です。貸借です。
面積について、田は5,551㎡、畑は768㎡、計6,319㎡、うち再設定面積は1,320㎡、利用権設定件数は6件、うち再設定件数は1件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ございませんので、議案第47号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第47号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
- 会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。
閉会のあいさつを会長代理にお願いします。
- 2番 令和4年度10月総会を閉会します。

(閉会 10時20分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

5 番

6 番